

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

（健康福祉学研究科）

平成30年(2018年)5月1日現在

1. 健康福祉学専攻(博士前期課程)の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

【知識の総合的理解】

人間の生命と生活及び人間を取り巻く環境について、総合的に理解する能力を身につけている。

【論理的思考力】

健康福祉に関する諸課題を解決するための論理的思考力を身につけている。

【高度な連携力と指導力】

健康福祉に関する諸課題を解決するための多職種との連携力、及び実践現場の模範となる指導力を身につけている。

【創造的な実践力と研究力】

健康福祉に関する諸課題を解決するための創造的な実践力と研究力を身につけている。

2. 健康福祉学専攻(博士後期課程)の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

【知識の系統的・統合的理解】

健康福祉に関する学問領域の専門知識を深め、健康福祉学を系統的・統合的に理解する能力を身につけている。

【高度な論理的思考力】

健康福祉学に関する課題を解決するための高度な論理的思考力を身につけている。

【高度な実践的研究力】

健康福祉学に関する課題を解決するための高度な実践的研究力を身につけている。

【創造力】

健康福祉学の発展に寄与する創造力を身につけている。

卒業または修了の認定に当たっての基準(健康福祉学研究科)

平成 30 年(2018 年)5 月 1 日現在

健康福祉学研究科健康福祉学専攻(博士前期課程) 修了要件

2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

◆修士論文(特別研究)について

修士論文の指導教員・担当教員は、学生の希望等を踏まえて入学後2週間以内に決定し、指導に当たっては、主たる指導教員1名と関連領域及び他の領域の教員2名からなる教員団で集団指導を行います。

修士論文の題目は、指導教員・担当教員の指導を受けて課題を定め、入学年度の4月下旬までに、研究科長へ提出します。

修士論文は、指導教員・担当教員の承認を得て研究科長へ提出します。

修士論文を提出できる学生は、2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得した者(最終試験までに修得し得る見込みの者を含む。)でなければなりません。ただし、修士論文を提出し得る期限は、入学後4年以内とします。

◆最終試験及び修了判定

最終試験は、修士論文を中心として口述試問によって行われます。

博士前期課程の修了判定は、研究科教授会が行います。

◆学位論文審査

学位論文審査では、以下の視点にそって総合的に審査されます。

- ア 研究課題の明確な設定
- イ 先行研究の適切な検討
- ウ 研究方法の適切な選択
- エ 新たな知見の提示

健康福祉学研究科健康福祉学専攻(博士後期課程) 修了要件

原則3年以上在籍し、所定の授業科目を22単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

◆博士論文(特別研究)について

博士論文の題目は、指導教員・副指導教員の指導を受けて課題を定め、入学年度の4月下旬までに、研究科長へ提出します。

博士論文を提出できる学生は、3年以上在学し所定の授業科目を22単位以上修得した者(最終試験までに修得し得る見込みの者を含む。)でなければなりません。ただし、博士論文を提出し得る期限は、入学後6年以内です。

◆最終試験及び修了判定

最終試験は、博士論文を中心として口述試問によって行われます。

終了判定は、研究科教授会が行います。

◆学位論文審査

学位論文審査では、以下の視点にそって総合的に審査されます。加えて、研究を独立して進める能力と識見についても審査されます。

- ア 研究課題の明確な設定
- イ 先行研究の適切な検討
- ウ 研究方法の適切な選択
- エ 新たな知見の提示